

全空連119号
平成15年9月5日

日本スポーツ 仲裁機構
機構長 道垣内 正人 殿

財団法人 全日本空手道連盟
会長 笹川 堯



仲裁条項の関連諸規則への追加対応について(回答)

平素は、なにかとお世話になりまして有難く厚く御礼申し上げます。
あす。

さて、標記につきまして下記の通り決定いたしましたのでご通知
申し上げます。

記

[空手道競技またはその運営に関して行った決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う
仲裁により解決されるものとする]

以上